

# 環境生活委員会 開催状況

開催年月日 令和3年2月24日（水）  
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員  
 答弁者 気候変動対策担当局長 土肥 浩己  
 気候変動対策課長 阿部 和之

質問要旨	答弁要旨
<p><b>一 地球温暖化対策について</b>  <b>(一) 2030年度目標について</b>                      前回の委員会でも少し議論させていただいたんですけども、まず2030年度の目標設定に関してです。前回の委員会でもご紹介したんですけども、例えばNGOなどでは、2030年までに50%の目標設定が必要ではないかと、むしろこの4年くらいの最初のスタートが重要であると言うような動きがある中で、今回2030年までの35%削減の目標が設定をされました。もちろん実態ベース、積み上げでいくとかなり今までより踏み込んだ目標設定だというふうに思いますが、私としては広域自治体の日本の中における北海道というところを考えたときに、より戦略的な目標設定にすべきだったのではないかと考えますが、目標設定をするにあたって、経済部はじめ、各関係部との連携を、地球温暖化対策本部の事務局が推進すると皆さん自身が決めた、環境生活部として、どのように図られてきたのか伺います。</p> <p><b>(二) 新たな推進計画について</b>                      繰り返しになりますけれども、私としては、広域自治体の道の役割として、より高い目標を設定することが、重要だというふうに思っています。今のご答弁でいきますと、経済部とも私自身も議論をさせていただきまされたけれども、非常に経済部としても従来のエネルギーの安定供給という枠組み、じゃあ何が安定なのかと言うところの議論まではなかなか行かない訳ですけども、そうした概念というかその変化も含めてですね、私としては環境生活部にリードする役割を期待したところであります。例えば、ここで森林吸収源対策推進計画というのは、これも長年議論してきた、いつも吸収源対策のところを議論しても、温暖化対策を待って、一年後ということで、年度がズレていたりした訳ですけども、今回はむしろ水産林務部の方もしっかり整合性を図ってきたんだと思うんですけども、一方でこの答弁を伺うと、誤解を恐れずに言えば、総合政策部が各部が各部がとって、とりまとめますみたいな、そんな受け身の印象しか受けられない訳です。私の印象では、伝わっているかな。35%削減という目標が、道としては飛び跳ねた目標を掲げませんよと、現実的な目標にしましたよと例えばNGOだとかNPOの人たちに対しても、しっかり話せるというのであれば、結果として地域のみなさんの地べたのくらしとか、意識啓発だけではなくて、エネルギー政策のみならず、交通体系だとか住宅の様々な計画のあり方など、すべてに具体的に変化しなければいけないはずだと思うんです。これからだということになるのかもしれませんが、数値目標の発表は今ご説明あったんですけども、低炭素から脱炭素に踏み込んだという、これも道庁の組織の皆さんにとっては、今まで低炭素というのが脱炭素に行きましたということ</p>	<p><b>(気候変動対策課長)</b>                      削減目標の設定についてであります。新たな削減目標の設定にあたっては、国の現行目標であります「2013年度比26%削減」も踏まえながら、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーや、全国の森林面積の22%を占める豊かな森林などの吸収源を最大限活かすことを基本とし、関連する新たな「省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」の素案に掲げる新エネルギー導入量及び部門ごとに設定されましたエネルギー消費量の数値目標や、「森林吸収源対策推進計画」の改定案に掲げる吸収量の数値目標と整合を図り、2030年度の削減目標を2013年度比で、35%削減としたところでございます。</p> <p><b>(気候変動対策課長)</b>                      新たな推進計画の考え方についてであります。新たな計画素案では、長期的な目標として、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする」という「目指す姿」を掲げ、その達成に向けて長期的な視点を持った効果的な対策・施策の展開を図ることとしたほか、「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、温室効果ガス排出削減の取組を進める上で、ライフスタイル・ビジネススタイルや発想の転換、チェンジ、あらゆる社会システムの脱炭素化への挑戦、チャレンジ、革新的なイノベーションなどによる新たな未来の創造、クリエイションという、3つの「C」をキーワードとする考え方を示し、道の様々な施策・計画において、脱炭素の観点から検討を行うとともに、今後、こうした考え方を道民や事業者など多様な主体と共有しながら、目標の達成に向けて取組を進めてまいる考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>は、大きな一歩だったということだと思んですけども、その道庁組織の意思決定が本当の意味で、道庁内部もそうですし、道庁の組織外の事業者の皆さんとかに浸透するためには、数値目標の設定以外において、これまでの計画とこの新しい計画において、道民の皆さんと共有すべきビジョンなどがこれまでの計画とどのように何が変化してきたのか伺いたいと思います。</p> <p><b>(三) 事業者の温暖化対策について</b></p> <p>ほんとに申し訳ないんですけども、この3つの「C」っておっしゃるんですけど、私自身は過去の知事の執行方針にも同じようなことが出ていたり、東京都知事もなんか7つの「C」だか、いろんなところでこういう表現がされていて、皆さん自身が革新的イノベーションが必要だって言っているときに、一番、前回の時も言いましたけども、イノベーションが必要なのは道庁の組織の中なんじゃないかというふうに思っているわけなんです。ほんとに何度も繰り返し、数年に渡って事例を上げて質問し続けているんですけども、例えば長野県では、環境エネルギー戦略に基づくビジョンとして、環境生活部と経済部の計画が一体になって作られています。そういうふうにしなきゃ進まないんじゃないですかとずっとご質問続けているのに、環境生活部で地球温暖化対策本部をやるということになったわけですけども、それでも対策本部の方でしっかり進めていけばいいというふうに思うんですけども、例えば、長野の事例でいけば、2050年ゼロカーボン実現のために、まだこれも現実的に実施するには法的にいろんな壁があるかもしれませんが、屋根貸しなども含めて全戸にソーラーパネルを設置する。ただ、系統、電力会社に繋ぐだけではなくて、独立型のことも含めて。あるいは公営住宅などに優先的に配置をして、低所得世帯の人の支援も含めてやっていくという、ゼロカーボンということが地域にどういうふうに落とし込んでいくかということがしっかり現れている。また、リゾート地に再生可能エネルギーを加速して RE100という世界にここのリゾート地に来るとサステナブルですよということを発信するということも含めて、ゼロカーボンのビジョンも示されておりまして、温暖化対策によって地域にどんなメリットがあるのか具体のイメージがつきやすい計画になっているんですよ。3つの「C」とかじゃないと思うんですよ。3つの「C」の中身にこれからそういうのをちゃんと付けていってくださるということなのかもしれませんけども。</p> <p>私としては、これもずっと繰り返し申し上げていることなんですけども、このゼロカーボン北海道のイメージって皆さんが資料4-2に出しているところを見ても、2050年までのゼロカーボン北海道達成のイメージで、生活が縮まったような絵はここに出ているんですけど、この中身のところを見ると、水素のことが割と中心になっていて、結局皆さん自身が所管しているところしか表現できないのかというところが弱さだと思うんですよ。そこでいくと、皆さん自身が所管している地球温暖化防止対策条例の中でご質問したいと思うんですけども、私としてはこれもずっと何年来、言ってきていることなんですけど、北海道の食産業の付加価値向上と同時に長期的な経費削減のためにも、食品加工業に特化しての地球温暖化対策、再エネ、省エネ</p>	<p><b>(気候変動対策担当局長)</b></p> <p>事業者の温暖化対策についてであります。道では、「地球温暖化防止対策条例」に基づき、一定規模以上のエネルギーを消費する工場等を有する事業者を対象として、「温室効果ガス削減等計画書」の提出を求めており、これにより、事業活動による温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、その公表を通じて、事業者が自主的に排出抑制に取り組むよう誘導するなど、温暖化対策への意識づけに、つながっているものと考えております。しかしながら、2050年実質ゼロを目指す上では、従来の取り組みの延長では目標達成は難しいことから、今後は、事業活動において、温暖化対策に取り組むことが企業価値の向上や持続可能な経営につながることを実感できるよう、取組の見える化を図るなど、条例に基づく計画書を有効に活用し、様々な業態、事業者において、より一層、自主的・積極的な省エネ対策や再エネ活用が推進されるよう取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>対策の必要性もずっと提案し続けてきました。地球温暖化防止対策条例において民間の皆さんに努力義務とか要請を課しているわけですから、せつかくそれを、その持っていることを使って、どういうふうにかのゼロカーボンのことを地べたのところに落とし込んでいくかということも必要だというふうに思いますけども、地球温暖化防止対策条例の活用をこれからどういうふうにするのかということ伺います。</p> <p>今年度中に作られるということですが、私としてはこの目標設定では全く納得できないということ指摘申し上げたいというふうに思います。</p> <p>特に、道庁一丸となってやっているというふうなことに形式上なるというふうには思うんですけども、ゼロカーボン宣言から1年経っても、まだ全体に各部の具体的な見直しが進んでいないなかで、そこで寄せ集めのようにある意味出された目標設定と厳しく見るとそう見えてしまうんです。</p> <p>指摘とすればですね、まずその目標設定が不十分であって、道庁のほうで高い目標を掲げない限り、ある意味、技術だとか投資の集中は起きないし、皆さんの言う狭い意味でのイノベーションが起きないというふうに思うんですね。</p> <p>もう一つ計画の推進体制とかにも、環境審議会にすぐこだわっていらっしゃるんですけども、この地球温暖化対策本部のあり方、そして若い世代を参加させるという部分の計画の推進体制自体にも切り込まないとただ書いて終わるんじゃないですか。もちろん今の体制のままで50%とか100%とか掲げても、何も変わらないと思うんです。だからぜひぜひ計画の推進体制のところにもしっかり切り込んでいくということもぜひ部長のお仕事として、しっかりしていただけるようにご指摘を申し上げまして、質問を終わります。</p>	